7　経営委員会は、前二項の規定により提出意見を公表し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

8　経営委員会は、第二項第二号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　議決した事項の題名

二　第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由

9　第二項、第五項及び前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（業務報告書の記載事項）

第三十条　法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　略］

九　法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況

十　［略］

十一　子会社等の概要

イ　子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連会社」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、資本金、事業内容、役員の状況（人数及び代表者の氏名）、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ　協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連公益法人等」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、基本財産、事業内容、役員の状況（人数及び代表者の氏名）、職員数及び協会との関係の内容

十二　［略］

（区分経理の方法）

第三十二条　協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一　法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。）　一般勘定

二　有料インターネット活用業務　有料インターネット活用業務勘定

三　法第二十条第三項の業務　受託業務等勘定

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　二号業務に係る費用

二　二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用

三　法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用

［新設］

［新設］

（業務報告書の記載事項）

［新設］

第三十条　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九　［同上］

十　［同上］

イ　子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第三十四条第三項第四号において「関連会社」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、資本金、事業内容、役員の状況（人数及び代表者の氏名）、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ　協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。第三十四条第三項第四号において「関連公益法人等」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、基本財産、事業内容、役員の状況（人数及び代表者の氏名）、職員数及び協会との関係の内容

十一　［同上］

（区分経理の方法）

第三十二条　協会は、法第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。）並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

［新設］

［新設］